

被災された方のための 生活支援情報

第 47 号
平成 26 年 7 月 30 日
仙台市復興事業局生活再建推進室

TEL 214・8559 FAX 214・5130
〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

復興公営住宅の入居者を募集します

東日本大震災により住宅を失った方を対象に、本年度以降に完成予定の住宅と前年度募集分の空き住戸について、順次申し込み受け付けを開始します。

■入居申し込みができる方（次の①～③の条件を全て満たす方）

①東日本大震災により滅失した住宅に居住していた（り災証明が必要です）

震災時に居住していた持ち家または賃貸住宅が、次の(ア)(イ)いずれかに該当する方

(ア)全壊、全焼、全流出した

(イ)大規模半壊または半壊の住宅を取り壊した場合または取り壊すことが確実である場合

②現在、住宅に困っている

居住できる持ち家がある方や、既に公営住宅に入居している（入居予定者を含む）方は申し込みできません。ただし、応急仮設住宅として公営住宅に居住している方は申し込みができます。

③暴力団員でない（同居される方も含みます）

※東京電力福島第一原子力発電所事故により避難しており、避難指示区域にお住まいであった方で、②③の条件を満たす方も申し込みできます。

■申し込み区分と期間

申込区分	対象世帯	申込期間
優先順位	・満70歳以上の方のみの世帯 ・中度以上の障害（身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級）がある方がいる世帯 ・中学生以下の子を扶養するひとり親世帯	8月18日～9月5日
コミュニティ入居	震災前や応急仮設住宅等でのコミュニティのまとまりで入居したい世帯（5世帯以上）	8月18日～9月5日
一般抽選	個別申込	個別に入居したい世帯
	グループ申込	小規模のグループで入居したい世帯（2～4世帯）

■申し込み方法

「入居募集のご案内」に同封の申込書に必要事項を記入し、申込区分ごとの専用封筒で、申し込み区分ごと

の申込期間に郵送または直接復興公営住宅室へ。申し込み多数のときは抽選または選考により決定します。

■申込書「入居募集のご案内」について

「優先順位」「コミュニティ入居」「一般抽選」の各申込期間中に、市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内、総合支所、各区中央市民センター、証明発行センターなどで配布します。

■入居募集の住宅

区	住宅名
青葉区	上原、通町、霊屋下、霊屋下第二、落合、角五郎、梅田町、小田原
宮城野区	田子西、田子西第二、鶴ヶ谷第二、鶴ヶ谷第三、幸町第三、燕沢東、燕沢、新田東、宮城野、仙台駅東再開発住宅
若林区	荒井東、荒井東（第2期）、荒井南、荒井南第二、若林西、六丁の目西町、中倉、大和町、荒井第二、六丁の目中町、卸町、荒井西
太白区	鹿野、芦の口、あすと長町、あすと長町第二、あすと長町第三、茂庭第二
泉区	泉中央南

■相談会を開催します

	受付日時	会場
随時受付	10:00～16:00 (土・日曜日、祝日は除く)	市役所本庁舎1階 復興公営住宅相談会場
8/23(土)	14:00～17:00	若林区中央市民センター
8/24(日)	14:00～17:00	宮城野区中央市民センター 泉区中央市民センター
8/31(日)	14:00～17:00	青葉区中央市民センター 太白区中央市民センター

●直接会場へ。このほか応急仮設住宅での説明会の予定もあります。詳しくはお問い合わせください

◆間取りや家賃、申込資格や決定方法などについては、「入居募集のご案内」や、同じ場所で配布している「復興公営住宅情報」をご覧ください。

問い合わせ 復興公営住宅室 ☎214・8333

せんだいふれあいガイド

障害のある方や難病の方にご利用いただける保健福祉の窓口の案内冊子「平成26年度版せんだいふれあいガイド」を各区障害高齢課、総合支所保健福祉課で配布しています。

問い合わせ 障害企画課 ☎214・6135

※裏面にもお知らせがあります

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)
青葉区役所 ☎225・7211(代)
宮城野区役所 ☎291・2111(代)
若林区役所 ☎282・1111(代)

太白区役所 ☎247・1111(代)
泉区役所 ☎372・3111(代)
宮城総合支所 ☎392・2111(代)
秋保総合支所 ☎399・2111(代)

仙台市ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/>

仙台市携帯電話用ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/m/>

被災された方の国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金および介護保険サービス利用料を免除します

対象となる方には7月中に免除証明書をお送りしていますが、該当していることを把握できない場合がありますので、該当すると思われる方で免除証明書が届いてない場合は、お住まいの区の区役所・総合支所にご相談ください

■対象となる方

次の①②の両方の条件を満たす方のうち、③④のいずれかに該当する方。

①平成23年3月11日に宮城県、岩手県、福島県の全域などの特定被災区域に住所を有していた
②世帯全員が市町村民税非課税（平成26年度分）である
③被保険者の世帯が東日本大震災により住家が全壊、大規模半壊となった世帯（※居住する住家が半壊で、解体した場合などを含みます）
④東日本大震災により、主たる生計維持者が死亡または行方不明となった世帯

■対象となる期間

●8月1日～平成27年3月31日

問い合わせ 国民健康保険・後期高齢者医療については区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課（☎は裏面下欄）、介護保険については区役所障害高齢課、総合支所保健福祉課（☎は裏面下欄）

熱中症にご注意ください

熱中症の予防には「水分補給」と「暑さを避けること」が大切です。熱中症は、屋外だけでなく屋内でも発生しますので、こまめに水分や塩分をとり、十分に注意しましょう。また、節電を意識しすぎるあまり、エアコンを使わずに我慢をしていると熱中症につながる恐

れがあります。無理な節電はせず、適切に扇風機やエアコンを使用するようにしましょう。

問い合わせ 健康増進課☎214・8190

応急仮設住宅の退去手続きをお忘れなく！

応急仮設住宅を退去される場合は、退去に関する届け出が必要となります。退去が決まりましたら速やかに手続きをお願いします。

【借上げ民間賃貸住宅】

「解約申出書」の提出が必要です。解約（退去）日は貸主や仲介業者等と調整してください。詳しくは仮設住宅室（☎214・5080）へお問い合わせください。

【プレハブ仮設住宅・借上げ公営住宅等】

「応急仮設住宅返還届」の提出と鍵の返却が必要です。退去日が決まりましたら、仙台市建設公社（☎265・0310）へご連絡ください。

問い合わせ 仮設住宅室☎214・5080

震災後の生活困りごとと、こころの健康相談

震災後のさまざまな生活の困りごとに司法書士が、心の健康について保健師・臨床心理士・精神保健福祉士が相談に応じます（予約制）。

◆日時＝8月12日(火)13:00～16:00

◆会場＝宮城県司法書士会館（仙台市青葉区春日町8-1）

申し込み 電話で宮城県司法書士会館☎263・6755（9:00～17:00）

問い合わせ 精神保健福祉総合センター☎265・2191

ご利用ください「ヘルプカード」

障害のある方が緊急時や災害時、困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくする「ヘルプカード」を身体、知的、精神に障害のある方、難病患者の方などに配布しています。

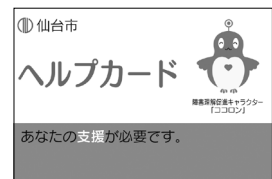
■使い方

障害の種別や症状、支援が必要な内容等、困ったときに伝えたい内容をカードに記入して携帯し、支援をお願いしたい場面で周囲にヘルプカードを提示することで、必要とする支援を伝えることができます。

■配布場所

区役所障害高齢課、総合支所保健福祉課、障害企

画課。市ホームページ(<http://www.city.sendai.jp/fukushi/shogai/sodan/900.html>)からも取り出せます。



■その他

- ・基本となるカードに加えて、障害等の特性に合わせて使用できるさまざまなひな型を上記ホームページに掲載しています
- ・「災害時要援護者情報登録制度」への登録と合わせてご活用ください

問い合わせ 障害企画課☎214・8163

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市復興事業局生活再建推進室☎214・8559までご連絡ください。